

4つの習慣と6つの対策で防火を



11月9日(火)～15日(月)に「秋季全国火災予防運動」が実施されます。これからの季節は空気が乾燥し、火災が起こりやすくなります。大切な命や財産を守るため、この機会に家庭の防火対策を見直しましょう。

消火体験装置で火災に備える

命を守る 10のポイント

住宅での出火を防止するためにも、次の4つの習慣と6つの対策で火災を予防しましょう。

4つの習慣

- 寝たばこをしない
- ストーブの周りに燃えやすい物を置かない
- ガスコンロを使うときは火のそばを離れない
- コンセントに付いたほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

6つの対策

- ストーブやガスコンロなどは安全装置が付いたものを使用する
- 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 寝具・衣類・カーテンなどは、防災品を使用する
- 住宅用消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- 高齢者や体の不自由な人は避難経路と避難方法を確認しておく
- 防火・防災訓練に参加するなど

地域ぐるみで対策を行う

設置は済んでいますか 火災警報器

火災の発生にいち早く気づき、速やかに避難を開始できるように全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

火災警報器には単独型と連動型があります。単独型は火災を感じた物だけが鳴りますが、連動型は無線や配線がつながっている全ての物が鳴るようになっています。大切な家族の命や家財を守るためにも、連動型の設置を検討してください。

また、火災警報器は火災以外にも、故障や電池切れの際に警報音や警報ランプで知らせます。メーカーや機種によって異なるため、取扱説明書で確認してください。

火災警報器の 設置調査

火災予防運動に伴い、火災警報器の設置調査を行います。消防職

員が訪問し、できる限りインターネットなどを利用して調査を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。

消防職員が販売を行うことはありませんので、おかしいと思ったらすぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談してください。

老朽化した消火器に注意

消火器は腐食や老朽化により破裂する恐れがあります。事故を防止するためにも、定期的に消火器の確認をお願いします。

なお、消防署では消火器の回収は行っていません。廃棄するときには、消火器取扱店などに問い合わせてください。

※火災予防運動期間中の防火相談は予防課または各消防署へ。

- 予防課(☎20・1591)
- 成田消防署(☎20・1594)
- 飯岡分署(☎36・0119)
- 赤坂消防署(☎26・3210)
- 公津分署(☎29・6627)
- 三里塚消防署(☎35・1007)
- 空港分署(☎30・1187)
- 大栄消防署(☎73・4141)
- 下総分署(☎96・4023)